

第3回教育委員会会議録

1. 日 時 令和7年6月3日（火）
開会：午後3時00分
閉会：午後3時25分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：下 川 博 大 委 員：江 崎 正 己
委 員：河 村 陽 子
4. 事 務 局
教 育 部 長：長 野 秀 文 教育総務課長：山 口 秀 郎
学 校 教 育 課 長：堤 好 弘 社会教育課長：小 林 勇 作
人権・同和教育課長：深 町 浩 一 教育指導主事：藤 木 雄一郎
学校教育課長補佐兼学事担当係長：山 本 啓 介 教育総務課総務担当係長：井 手 雄 香
指 導 主 事：福 永 美智也 指 導 主 事：金 子 尚 文
指 導 主 事：徳 永 裕
5. 書 記
教 育 総 務 課：長 野 祐 樹
6. 傍 聴 者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第35号 筑後市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 まず、議案第35号 筑後市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正についてということで説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、私のほうから説明をいたします。教育委員会議案の資料をご覧ください。

2 ページに例規審議ワークシートということでつけておりますが、今回の改正は、この上位に当たります条例、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例というものがございしますが、これが昨年度末、改定となっております。この改定に伴って、その下にある各規則の改正を行うものでございます。

具体的には5 ページにありますけれども、新旧対照表で第3 条に条文が追加になっております。公務災害が発生した場合、今回のこの規則の対象は学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師でありますけれども、公務中に災害が起きた、事故に遭ったというときに、それ自体が公務災害に当たるかどうかの判定のため、認定委員会の意見を聞かなければならないというものが追加となっております。上位の条例の改正に合わせた追加でございます。

この認定委員会につきましては、それぞれの様々な公務災害の対象になる規則がありますけれども、それを一括して審査する認定委員会というものが一つつくられるように聞いております。この認定委員会は、内部が3 名、教育部長、議会事務局長、市長公室長、それから、外部が産業医の方、社会保険労務士から1 名ということで、合わせて5 名の方で構成する認定委員会で公務上の災害となるかどうかの認定をしていただくということで聞いております。

そういう内容で今回規則を改正いたしまして、公布日でございますが、この議決をいただきましたら即公布をいたしまして、公布日よりこの規則が効力を発するというので今回提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長 説明が終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第3 5 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

4 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3 条第2 項に基づく報告

①非常勤職員の任用について